

千葉市がけ地近接等危険住宅移転助成のご案内

目 的

がけ崩れなどの危険から住民のみなさんの生命の安全を確保するため、がけに近接する住宅(危険住宅)を解体撤去し、安全な場所に移転する方に対して費用の一部を助成します。


対象となる住宅(危険住宅)

次の区域内の住宅

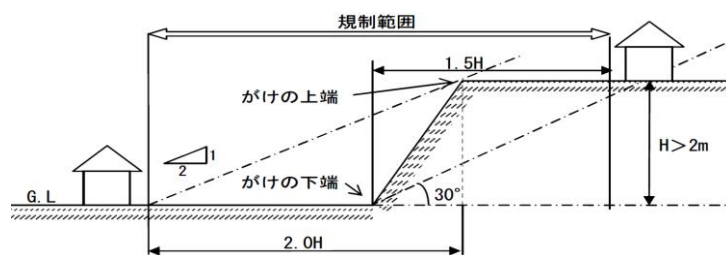
- ① 土砂災害特別警戒区域(区域に指定されるより前に建てられたものに限る。)※1
- ② がけ条例規制区域(昭和47年10月20日より前に建てられたものに限る。)※2

次の区域内の住宅のうち、建築後の大規模地震、台風などにより安全上または生活上の支障が生じ、県または市が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示などを行った住宅(避難勧告、避難指示については、公示された日から6か月を経過している住宅に限る。)

- ③ 土砂災害特別警戒区域、がけ条例規制区域
- ④ 基礎調査が完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域
- ⑤ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

※1 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、千葉県知事が指定する区域です。 [千葉市土砂災害ハザードマップ](#) 

※2 「建築基準法施行条例」第4条第1項の規定による区域です。



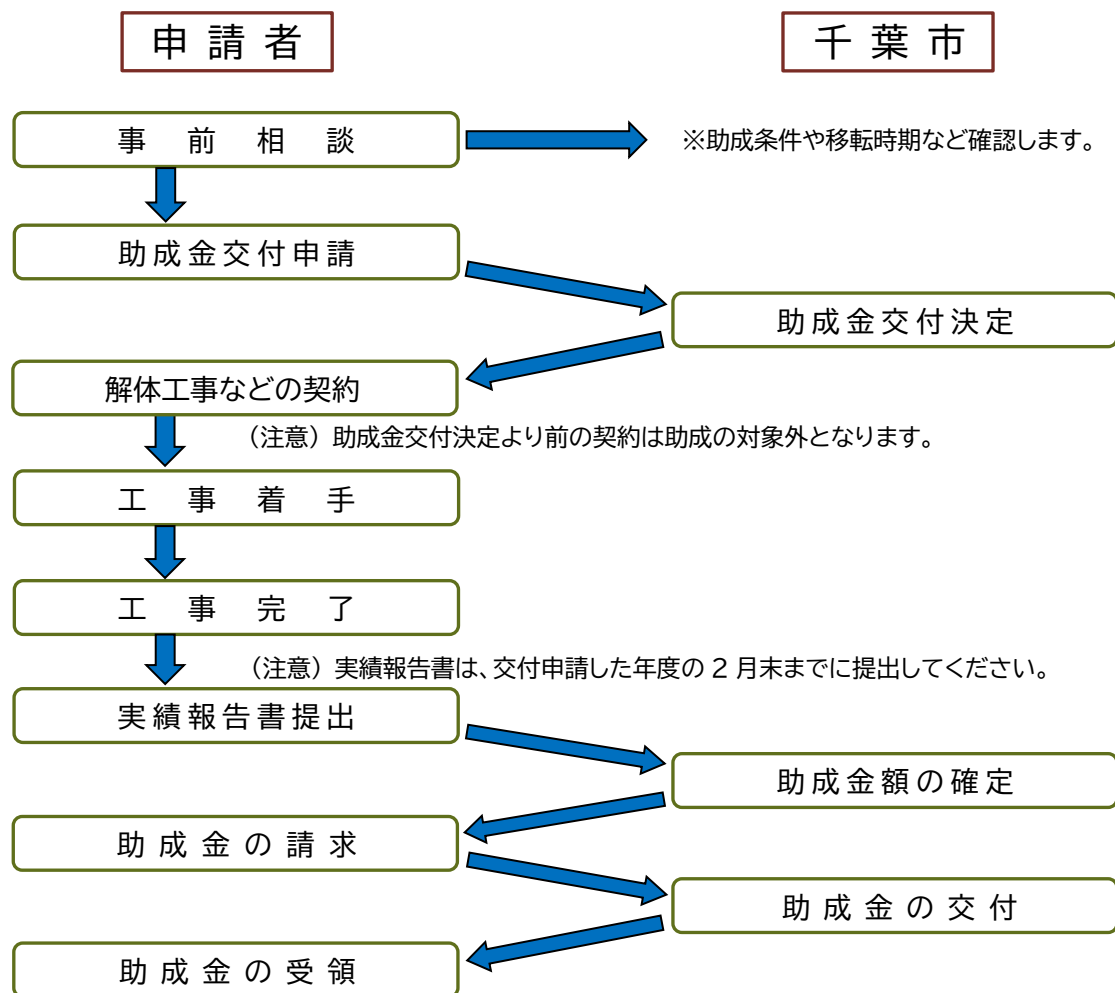
対象となる方

- ① 危険住宅の所有者で、現に居住していること。
- ② 危険住宅を解体撤去すること。
- ③ 移転先が土砂災害特別警戒区域内またはがけ条例規制区域内でないこと。
- ④ 移転先住宅の取得の助成を受ける場合は、移転先が千葉市内であること。
- ⑤ 市税の滞納がないこと。
- ⑥ 暴力団員でないこと。

助成内容

種別	助成対象	助成上限額
①危険住宅の解体撤去	解体撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費など	97万5千円
②移転先住宅の取得	新たな住宅の建設等のために金融機関から融資を受けた場合の借入 利子相当額(年利上限8.5%)	421万円 [内訳]建物 325万円 土地 96万円

助成金交付の流れ



事業についてのお問い合わせ先・申請窓口

都市局建築部建築指導課 認定班

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター3階

☎043-245-5856

✉ shido.URC@city.chiba.lg.jp